

職業紹介サービスに関する早期退社時の措置（返戻金制度）

1. 紹介者の紹介した候補者が、依頼者に入社した日から3ヶ月以内に候補者に起因する事由により退職または解雇となった場合は、紹介者の基準により同等のレベルとされる人材を無償で紹介する。なお、候補者に起因する事由による退職または解雇には、能力不足・疾病等に起因する退職または解雇および自己都合による退職を含むものとする。
2. 前項に基づき紹介者が、紹介者の基準により同等のレベルとされる人材を無償で依頼者に紹介できない場合は、本契約の人材紹介料（手数料は含まないものとする。以下に同じ。）の一部の額を以下の各号に基づき依頼者に返還する。なお、候補者に起因する事由による退職または解雇には、能力不足・疾病等に起因する退職または解雇および自己都合による退職を含むものとする。
 - （1）候補者が退職を通知した日または候補者に対する解雇通知がされた日が、入社日から3か月以内の場合は、本契約で定めた人材紹介料の25%に相当する金額を返還する。
 - （2）候補者が退職を通知した日または候補者に対する解雇通知がされた日が、入社日から1か月以内の場合は、本契約で定めた人材紹介料の50%に相当する金額を返還する。

株式会社NAVIS
登録支援機関の登録番号：19登002525